

# 体調不良時等のフローチャート（教職員用）

- 1.自身が感染者と認定された者
- 2.自身が濃厚接触者と認定された者
- 3.同居家族や友人などが、感染者・濃厚接触者と認定されたまたは疑われる場合
- 4.体調不良者  
⇒37.0℃以上の発熱，嗅覚・味覚の異常，風邪症状（喉・咽頭痛・鼻水）が続くなど

発熱等の症状のある方は、まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に**電話相談**してください。

教職員コロナ対応専用メール  
staff-corona@fukuoka-edu.ac.jp

教職員コロナ対応専用メール（健康科学センター・人事企画課）に連絡するとともに各課・ユニット等の勤務時間監督者または勤務時間管理者等に報告する

1. 感染者
2. 濃厚接触者

保健所の指示に従って療養（待機）

3. 周囲が疑いの者
4. 体調不良者

健康科学センターからの指示に従う

## 発熱や風邪症状を認める者の復帰の目安

職場復帰の目安は、次の①および②の両方の条件を満たすこと

- ①発症後に少なくとも8日が経過している
- ②薬剤を服用していない状況で、解熱後および症状消失後に少なくとも3日が経過している

療養中（待機中）は、健康科学センター、各課・ユニット等の勤務時間監督者等に経過を報告するとともに、改善したら出勤